

とううん

NO. 51 2023年 4月 10日
J R 東海 労 東京 運輸 所 分会
責任者 廣瀬 哲哉
編集 教 宣 部

年休裁判勝利判決！ 800以上のコメント！

コメント2

元社員の声

元社員で新幹線の乗務員してました。出勤日前日の夜に遠方に住む祖父がなくなったため、当直にその旨を伝えて明日から年休を使いたいと申し出ました。当直からは「検討して折り返して連絡する」と言われ折り返しの電話で伝えられたのは「前日に死んだとしても今から人練りが間に合わないから所定通り出勤して泊まり勤務をしてから通夜に行け」でした。遠方に住む祖父だったため、夕方に仕事が終わる泊まり勤務では通夜に間に合うことなく親族からも冷たい目で見られたことを思い出しました。社会通念的に年休を取らざるを得ない場合でも、列車運行第一で年休なんか取れない会社です。

即日控訴っていう企業側行動がいかにも労働者階級をゴミ扱いしているのがわかる。巨大権力に立ち向かうその勇氣は感服します。昔はぶっ潰されてハイ終了であったが今はsnsで大多数の世論が力になって一筋縄ではいかないが権力を追い込む事出来る時代になってきた。何とか頑張っ欲しい

これは、大きな判決だ。自分が休んだら、運用に穴が空くから休めないとかは従業員が心配することじゃない。管理者が予備の人員を確保できてないマネージメント不足が原因だ。従業員は、管理者の分まで仕事する必要はない。権利で認められている有給はガンガン取っていい。それで運用に穴が空いても責任取るのは管理者だ。

そもそも運転士が足りないのはJR東海の責任であって、余剰人員を削減したしわ寄せを現役の運転士に擦り付けるのは筋違い。「繁忙期だから」の理由で時季変更権が行使し辛いのは、他業種でもすでに判例で出ています。20日前までに申請して5日前の取消であれば、すでに予定していた旅行のキャンセル費なども発生し得るでしょう。今回の運転士だけではなく、他にも不利益を被った運転士がいるはずなので、いい機会だし全員で訴訟起こして、現状の規則を変える働きをしたほうがいいと思う。

日本の労働者は、年休が希望する日に取得できない、消化できない状況にあります。
年休は、会社が与えるものではなく、労働者の権利なのです！
労働者の皆さん！JR東海労と共に闘いましょう！